

# 「AIと著作権に関する考え方について（素案）」 に関する意見募集の実施について（意見募集要領）

令和6年1月23日  
文化庁著作権課

文化審議会著作権分科会においては、令和5年6月よりAIと著作権の関係について審議を行っており、この度、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において、AIと著作権に関する現時点の考え方を整理した素案をとりまとめました。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

## 1. 意見募集の対象

- ・AIと著作権に関する考え方について（素案）

## 2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載もしくは文化庁著作権課にて資料配布

## 3. 意見募集期間

令和6年1月23日（火）14:00～令和6年2月12日（月） 必着

## 4. 意見送付要領

### （1）意見提出の方法

以下の方法により御提出ください。

電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームによる提出

- ・「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

### （2）記載事項

以下の事項を記載の上、上記（1）の方法に基づいて御提出ください。

- ・個人／団体の別
- ・氏名／団体名（※1）
- ・電話番号（※1）
- ・メールアドレス（※1）
- ・各項目（※2）に関する具体的な御意見

(※1) 個人の場合は、任意の御記入で構いません。

(※2) 「AIと著作権に関する考え方について(素案)」は以下の項目に分かれていますので、どの項目についての御意見かわかるよう、以下の項目名を明記して御意見を御記入ください(御意見のない項目については、空欄で構いません)。また、5. 各論点について御意見を提出いただく場合は、可能な限り、さらに小項目(「ア」など)を記載していただくようお願いいたします。

### 【項目名】

1. はじめに
2. 検討の前提として
  - (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について
  - (2) AIと著作権の関係に関する従来の整理
3. 生成AIの技術的な背景について
  - (1) 生成AIについて
  - (2) 生成AIに関する新たな技術
  - (3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について
4. 関係者からの様々な懸念の声について
5. 各論点について
  - (1) 学習・開発段階
  - (2) 生成・利用段階
  - (3) 生成物の著作物性について
  - (4) その他の論点について
6. 最後に

## 5. 備考

- ・ 同一人物又は同一団体による同一意見が複数あった場合には、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・ 御意見に対して個別には回答できませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御提出いただいた御意見の内容や団体名については公表する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います(個人の氏名、電話番号、メールアドレスについては公表致しません)。

(以上)